

○国立大学法人埼玉大学電気工作物保安規則

〔平成16年4月1日〕
規則第149号

改正	平成16. 4. 1	16規則157	平成19. 4. 1	19規則49
	平成20. 3. 1	19規則97	平成22.10.28	22規則51
	平成24.10.22	24規則34	令和元. 9.11	元規則20
	令和5. 3.31	4規則85		

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 保安業務の運営管理体制（第5条－第13条）
- 第3章 保安教育（第14条・第15条）
- 第4章 工事の計画及び実施（第16条・第17条）
- 第5章 保安（第18条－第20条）
- 第6章 運転又は操作（第21条）
- 第7章 災害対策（第22条・第23条）
- 第8章 記録（第24条）
- 第9章 責任の分界（第25条・第26条）
- 第10章 雑則（第27条－第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本学において設置する各自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規則を定める。

（法令及び規則の遵守）

第2条 本学の教職員は、電気関係法令及びこの規則を遵守するものとする。

（細則の制定）

第3条 この規則を実施するため、必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

（規則等の改正）

第4条 この規則の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の監督)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、学長が総括管理し、主任技術者、主任技術者補助員（以下「補助員」という。）その他保安業務に携わる者を別図第1のとおり配置して、その監督及び執行にあたるものとする。

(主任技術者)

第6条 主任技術者は、学長が命ずる本学教職員又は「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（令和3年3月1日経済産業省制定）の1.（1）②の規定（以下「外部選任」という。）による者とする。

(主任技術者の職務)

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

2 主任技術者は、法令及びこの規則を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の兼任地区における執務等)

第8条 主任技術者の兼任地区における執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 出勤する回数は、電気工作物の設置、改造等の工事の場合は週に1回以上、その他の場合は1月につき1回以上とすること。
- (2) 出勤する時間は、1回につき2時間以上とすること。

2 主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、高圧配電所において見やすい箇所に掲示しておくものとする。

(補助員)

第9条 補助員は、本学教職員のうちから学長が命ずるものとする。

2 補助員は、主任技術者の指示に従い、所属部局における電気工作物の保安、監督の補助業務を行うものとする。

(学長の義務)

第10条 学長は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 学長は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

る。

3 学長は、法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 学長は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(従業者の義務)

第 1 1 条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第 1 2 条 学長は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の解任)

第 1 3 条 主任技術者が次の各号の一に該当する場合は、解任することができるものとする。

(1) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり又は精神障害等により、保安の確保上不適当と認められたとき。

(2) 主任技術者が法令又はこの規則の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

(3) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

(4) 主任技術者が外部選任による場合、本学と契約した業務が完了又は契約が解除されたとき。

2 前項に該当する場合又は主任技術者が昇任・転任・退職等の場合のほか、その意に反して解任されないものとする。

第 3 章 保安教育

(保安教育)

第 1 4 条 主任技術者は、補助員その他保安業務に携わる者に対し、本学の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第 1 5 条 主任技術者は、補助員その他保安業務に携わる者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第16条 電気工作物の建設工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の計画を立案し、学長の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第17条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、主任技術者の監督のもとにこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

第5章 保安

(巡視、点検及び測定)

第18条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、主任技術者において学長の承認を経て計画的に実施しなければならない。

(技術基準の適合)

第19条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第20条 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第21条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時におけるしゃ断器・開閉器その他の機器の操作の順序、方法について定めておかななければならない。

2 前項の操作の順序及び方法については、高圧配電所その他必要な機器の設置場所において見やすい箇所に掲示しておかななければならない。

3 主任技術者若しくは代務者又は教職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

4 前項の報告又は連絡すべき事項及び経路は、高圧配電所において見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

5 受電用しゃ断器、断路器及び接地断路器の操作にあたっては、電気事業者との運用に関する申合せに従って行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第22条 主任技術者は、非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するための適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

(災害発生時の措置)

第23条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められる場合には、直ちに送電を停止することができる。

第8章 記録

(記録及び保存)

第24条 次に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、3年間保存しなければならない。

- (1) 巡視、点検及び測定の記録
- (2) 修繕工事及び改良工事の記録
- (3) 事故記録

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第25条 電気事業者との保安上の責任分界点は、別表第2に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

第26条 需要設備の構内は、別図第2から別図第5までのとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第27条 主任技術者は、特高受電所、高圧配電所その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(設計図書類の整備)

第28条 主任技術者は、電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第29条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図、その他必要文書の写しを必要期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 4. 1 16規則157)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則49)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成22.10.28 22規則51)

この規則は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 (平成24.10.22 24規則34)

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和元. 9.11 元規則20)

この規則は、令和元年9月11日から施行する。

附 則 (令和5. 3.31 4規則85)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

巡視、点検、測定及び手入基準

項目 対象		日常巡視点検手入		定期巡視点検手入		精密点検手入		測 定	
		周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	項 目	周 期	項 目
特 高 受 電 設 備	GIS： 断路器・しゃ 断器 母 線 計器用変成器	1週間	損傷、発錆、振 動、異音、異臭 指示、表示灯 ガス圧力値	1 年	損傷、腐食、発 錆、変形 操作機構点検 開閉動作試験・連 動試験 接地線接続部点検	10 年	内部点検 (各機器は配電設 備と同じ) 圧力スイッチ開閉 動作試験	1 年 1 年 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 SFガス分析、 ガス中水分量測定 圧力スイッチ開閉 動作測定 開閉極時間測定 最小動作電圧・電 流測定 主回路接触抵抗測 定
	受電用変圧器 (油入)	1週間	損傷、汚損、振 動、異音 過熱、油漏れ	1 年	損傷、腐食、発 錆、ゆるみ、汚損 接地線接続部点検	10 年	内部点検 (コイル、接続 部、リード線、 鉄心等)	3 年 1 年 3 年 3 年 必要時	巻線絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油破壊電圧測 定 絶縁油酸化測定 抵抗率測定 油中ガス分析 油中水分測定
	避 雷 器	1週間	損傷、汚損	1 年	損傷、汚損、ゆる み 接地線接続部点検			1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
高 圧 配 電 設 備	断 路 器	1ヶ月	受と刃の接触、過 熱、変色 汚損、異物付着	1 年	受と刃の接触、過 熱、ゆるみ、荒れ 具合、フレ止め装 置の機能			1 年	絶縁抵抗測定
	しゃ断器 (VCB)	1ヶ月	損傷、汚損、きれ つ、過熱、発錆 指示、表示灯 その他必要事項	1 年	損傷、腐食、過 熱、発錆、変形、 ゆるみ、操作具 合、機構点検 付属装置の状態 接地線接続部点検			1 年	しゃ断速度測定 開極投入時間測定 最小動作電圧及び 電流測定 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	母 線	1ヶ月	損傷、汚損、変 形、腐食	1 年	母線の高さ、たる み、他物との離隔 距離、腐食、損 傷、過熱 接続部、クランプ 類の腐食、損傷、 過熱、ゆるみ がいし類、支持物 の腐食、損傷、変 形、ゆるみ			1 年	絶縁抵抗測定
	電 計器用変成器	1ヶ月	損傷、腐食、発錆、変形、 汚損、異音、異臭 ヒューズの異常 その他必要事項	1 年	外観点検			1 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	ケ ー ブ ル	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の過熱、損傷、腐 食 標識他物との離隔 距離	1 年	ケーブル腐食、 きれつ、損傷 端末処理・接続部 の点検 接地線接続部点検 支持物の点検			1 年	絶縁抵抗測定
	配電用変圧器	1ヶ月	損傷、汚損、振 動、異音、異臭、 過熱、変色、発錆 冷却ファンの点検	1 年	損傷、汚損、腐 食、発錆、ゆるみ 冷却装置点検 鉄心、クランプ、 リード線、露出部 の点検 接地線接続部点検			1 年 1 年 3 年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油試験
	電力用コンデ ンサー	1ヶ月	損傷、汚損、異 音、変形、振動、	1 年	損傷、漏油、腐 食、過熱			1 年	絶縁抵抗測定

			漏油						
配電盤その他	配電盤	1ヶ月	計器、表示灯の異常操作、切替開閉器などの異常その他必要事項	1年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線 接地線接続部点検	2年	各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触脱落 端子配線符号	1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性 計器校正、連動試
	蓄電池	1ヶ月	表示灯 蓄電池電圧 負荷電圧 直流出力電流 負荷電流	1年	外観点検 箱の外観、計器、表示灯スイッチ 内部部品 機能点検 交流入力電圧 充電電圧、出力電流 負荷電圧、電流	3年	充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う	1ヶ月	蓄電池電圧 負荷電圧 直流出力電流 負荷電流
	接地端子盤			1年	損傷、端子のゆるみ			1年	接地抵抗測定
負荷設備	照明設備	随時	利用者が損傷、汚損、異音、不点について注意する					1年	絶縁抵抗測定
	配線	随時	開閉器の点検、湿気、じんあい	1年	開閉器、器具の損傷 端子のゆるみ			1年	絶縁抵抗測定
	電動機その他回転機	随時	運転者が異音、回転、過熱、異臭、吸油状況などに注意する					1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
非常用予備発電設備	エンジン	1ヶ月	換気状況の確認 排気筒の損傷破損の有無 油漏れ、水漏れの有無 手動で作動させ作動状況の確認と電圧確認（無負荷運転は5分以内）	1年	実際に運転させ運転中に漏油、水漏、異音、振動の有無（無負荷運転は5分以内） 予備発電設備に切り替えた状態で負荷設備の正常動作を確認	6年 ～ 10年	分解点検		
	発電機	1ヶ月	端子部の締めつけ確認 計器破損の有無 手動で作動させ作動状況の確認と電圧確認（無負荷運転は5分以内）	1年	実際に運転させ電圧、周波数の確認 計器、継電器、表示灯の作動確認	6年 ～ 10年	分解点検		絶縁抵抗測定 2MΩ以上
	バッテリー及び充電器設備	1ヶ月	本体破損の有無 計器破損の有無	1年	バッテリーの電圧				
	接地	1ヶ月	配線の損傷 接地線接続部点検	1年	配線の損傷 接地線接続部点検				接地抵抗測定 100Ω以下

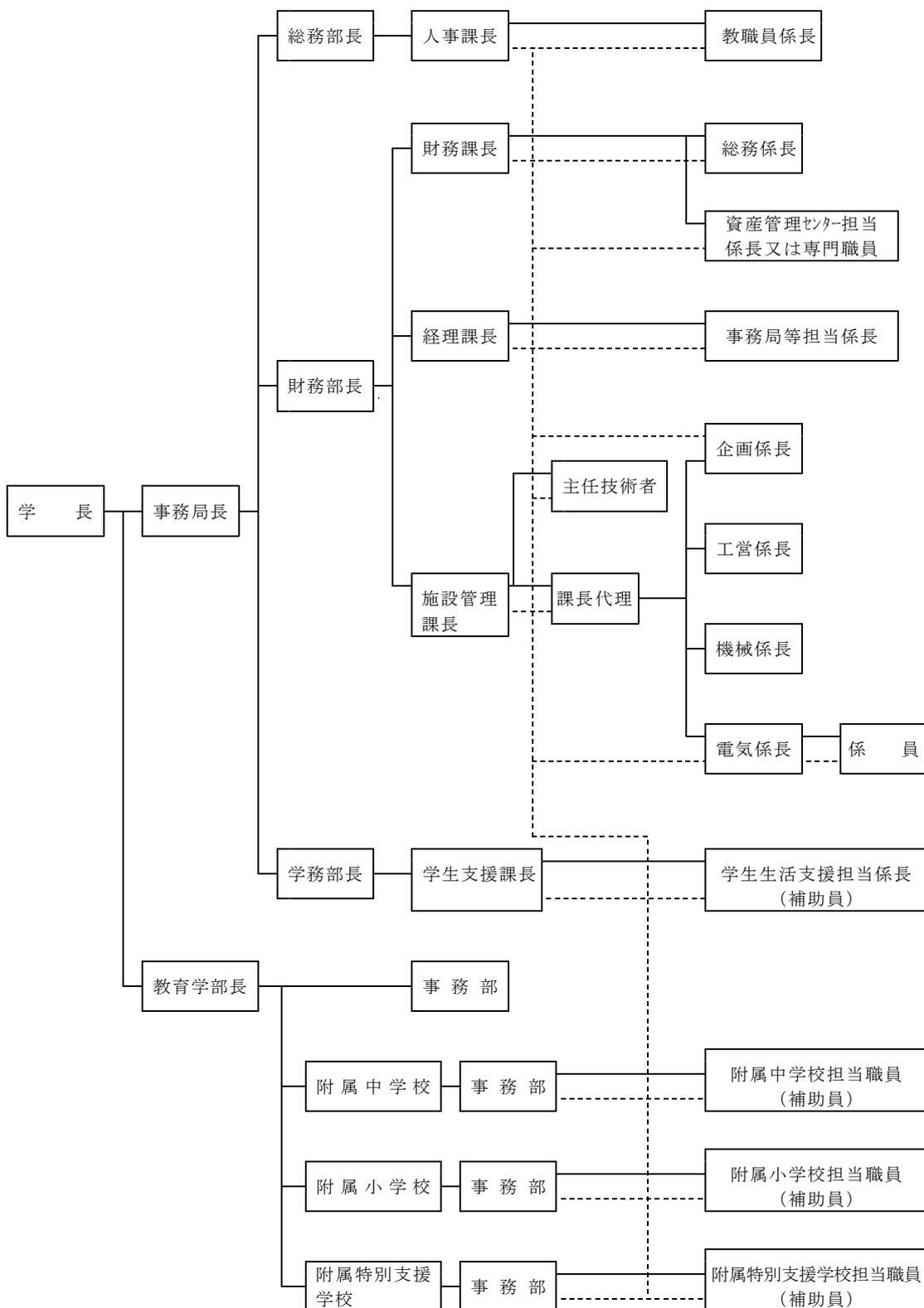
別表第2（第25条関係）

責任分界点・財産分界点

設置場所	責任分界点	財産分界点
<p>本部 さいたま市桜区下大久保255</p>	<p>本学において設置した縮小型 ガス絶縁開閉器装置の終端接続 部接続端子との接続点</p>	<p>責任分界点に同じ</p>
<p>学生宿舎 さいたま市桜区下大久保542</p>	<p>本学において設置した高圧気中 開閉器の電源側端子とする</p>	<p>責任分界点に同じ</p>
<p>附属小学校 さいたま市浦和区常盤6-9-44</p>	<p>需給地点における本学の第1号 柱上の引込口配線と電気事業者 の引込線との接続点</p>	<p>責任分界点に同じ</p>
<p>附属中学校 さいたま市南区别所4-2-5</p>	<p>上掲と同じ</p>	<p>責任分界点に同じ</p>
<p>附属特別支援学校 さいたま市北区日進町2-480</p>	<p>上掲と同じ</p>	<p>責任分界点に同じ</p>

別図第1 (第5条関係)

業 務 機 関 図



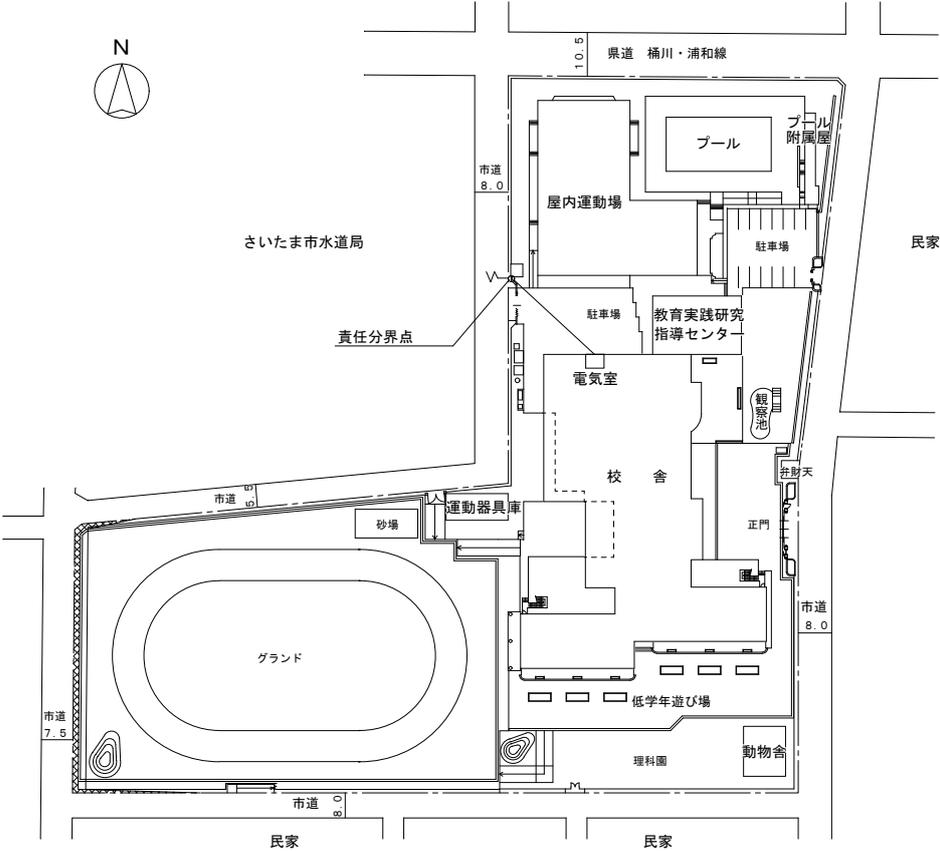
(注) 1 -----は、職制上の系統と異なる連絡系統を示す。

2 保安業務に直接関係のない部局は略す。

業 務 の 分 掌

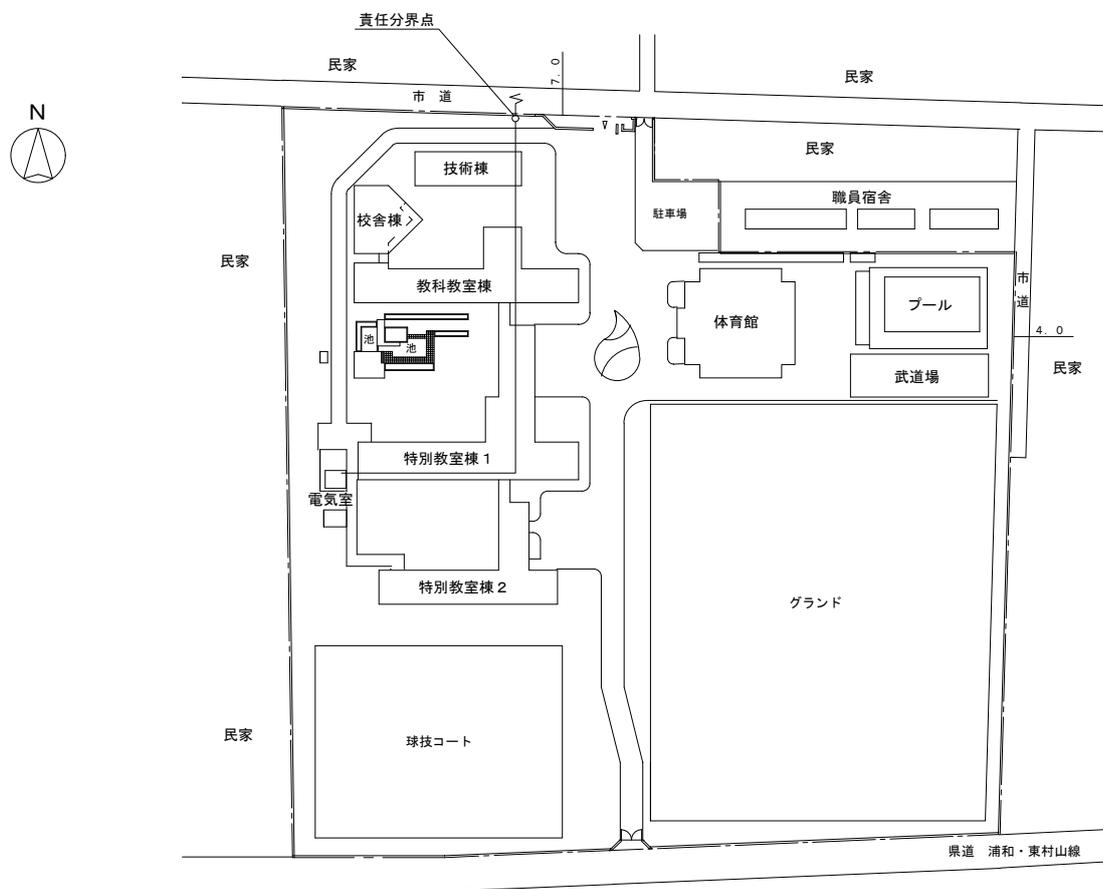
○教 職 員 係	教職員の安全管理に関する企画連絡及び調整
○総 務 係	会計事務に関する企画連絡及び調整
○資産管理センター	①学内防災対策 ②非常災害対策
○事務局等担当係	備品、消耗品、予備品等の調達
○企 画 係	①保全、保安計画の総括調査 ②企画、調査、報告 ③工事の入札、請負契約 ④備品・予備品の整備
○工 営 係	①建物の工事計画・設計・施工・検収 ②建物・土地の維持保全
○機 械 係	①機械設備の工事計画・設計・施工・検収 ②機械設備の保全（定期点検・測定・記録）
○電 気 係	①電気設備の工事計画・設計・施工・検収 ②電気設備の保全（定期点検・測定・記録） ③電気設備の運転・操作
○学生生活支援担当係	学生宿舎の管理
○附属学校事務	校舎の管理
○主任技術者	保安業務 (専任地区) 大久保地区（本部） (兼任地区) 大久保地区（学生宿舎）・附属小学校・附属中学校及び附属特別支援学校地区 ※兼任地区については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に基づき外部委託の承認を受けた場合は対象外とする。

別図第3 (第26条関係)



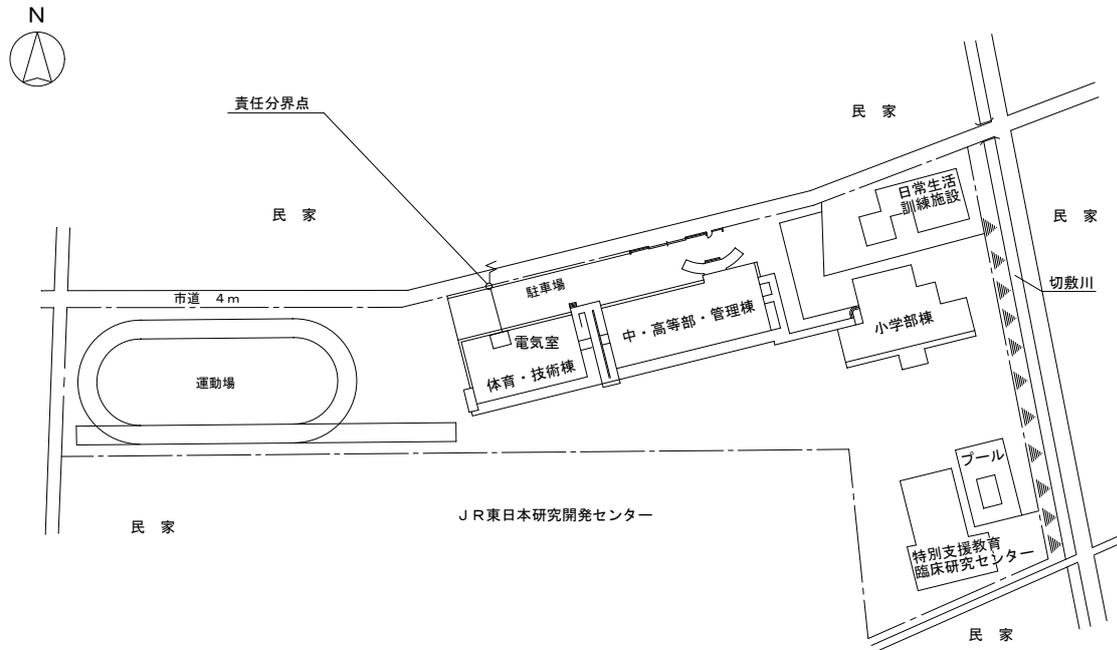
教育学部附属小学校構内配置図

別図第4 (第26条関係)



教育学部附属中学校構内配置図

別図第5 (第26条関係)



教育学部附属特別支援学校構内配置図